

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 富士見弓道場の概要

所在地	川崎市富士見1丁目1番6号
開設年	昭和54年
延べ床面積	310.5㎡
施設内容	和弓・洋弓兼用8人立 矢道 28m
利用実績 (過去3年間)	平成26年度 9,826人 平成27年度 10,345人 平成28年度 9,851人

〔位置図〕



2 富士見弓道場の廃止理由

富士見周辺地区整備実施計画（平成23年3月策定）及びスポーツ・文化複合施設基本計画（同年10月策定）に基づき、平成29年10月1日に弓道場機能を有するスポーツ・文化総合センターを供用開始するため、富士見弓道場を廃止するもの

3 施設機能の比較

	富士見弓道場	スポーツ・文化総合センター
根拠法令	川崎市都市公園条例	川崎市スポーツ・文化総合センター条例
使用可能期間	平日：9時～20時 土日祝：9時～17時	平日：9時～21時30分 土日祝：9時～21時30分
対応競技	和弓(近的) 洋弓	和弓(近的) 洋弓
立ち数 (的の数)	8人立ち	7人立ち
矢道	28m	28m

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>		<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	
都市公園名	種別	都市公園名	種別
富士見公園	野球場	富士見公園	野球場
	テニスコート		テニスコート
	テニスコート照明施設		テニスコート照明施設
	バレーボール場		バレーボール場
	相撲場		相撲場
			弓道場
	球技場		球技場
	球技場照明施設		球技場照明施設
	球技場特別室		球技場特別室
	球技場放送室		球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室		球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室		球技場関係者室
	多目的屋内施設会議室		多目的屋内施設会議室
	多目的屋内施設シャワー室		多目的屋内施設シャワー室
	多目的屋内施設ロッカー室		多目的屋内施設ロッカー室
多目的屋内施設多目的室	多目的屋内施設多目的室		
駐車場	駐車場		
大師公園	野球場	大師公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	テニスコート		テニスコート

改正後		改正前	
	水泳プール		水泳プール
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室

改正後		改正前	
	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池		陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第 2 特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄 の供用期間、 供用時間及 び休場日を

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第 2 特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄 の供用期間、 供用時間及 び休場日を

改正後				改正前			
陸上競技場第3特別室		ては、午前9時から午後8時30分まで)	変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	陸上競技場第3特別室		ては、午前9時から午後8時30分まで)	変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場第4特別室				陸上競技場第4特別室			
陸上競技場会議室				陸上競技場会議室			
陸上競技場シャワー室				陸上競技場シャワー室			
陸上競技場ロッカー室				陸上競技場ロッカー室			
陸上競技場関係者室				陸上競技場関係者室			
陸上競技場練習室				陸上競技場練習室			
陸上競技場多目的室				陸上競技場多目的室			
陸上競技場放送室				陸上競技場放送室			
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室				陸上競技場テレビ・ラジオ中継室			
陸上競技場大型映像装置				陸上競技場大型映像装置			
陸上競技場写真判定室				陸上競技場写真判定室			
陸上競技場照明施設		午後6時30分から午後8時30分まで		陸上競技場照明施設		午後6時30分から午後8時30分まで	

改正後						改正前					
補助競技場		午前9時から 午後6時まで				補助競技場		午前9時から 午後6時まで			
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで				運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで			
野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及				野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及			

改正後						改正前					
			び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)						び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)		
テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)				テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)			
	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)					11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)			
野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日			野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		
サッカー場照 明施設 テニスコート	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日			サッカー場照 明施設 テニスコート	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		

改正後					改正前				
照明施設					照明施設				
			午前9時から 午後5時まで		弓道場			午前9時から 午後5時まで	
屋内野球練習場 相撲場					屋内野球練習場 相撲場				
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9日 までの日		水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9日 までの日	
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日（以下「休日」とい う。）に当たる日は午前6時 から午後5時まで 上記以外は午前8時30分 から午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4日 までの日 月曜日（ただし、休日を除 く。） し、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土 曜日、日曜日及び休日を除 く。）		釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日（以下「休日」とい う。）に当たる日は午前6時 から午後5時まで 上記以外は午前8時30分 から午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4日 までの日 月曜日（ただし、休日を除 く。） し、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土 曜日、日曜日及び休日を除 く。）	
	7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31	午前6時から 午後5時まで 午前8時30分 から午後5時				7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31	午前6時から 午後5時まで 午前8時30分 から午後5時		

改正後				改正前			
	日まで	まで			日まで	まで	
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで		野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）	パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時	1月1日	ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時	1月1日

改正後					改正前				
			30分まで				30分まで		
球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から		球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	
球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4		球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4	
球技場放送室			日までの日		球技場放送室			日までの日	
球技場テレビ・ラジオ中継室					球技場テレビ・ラジオ中継室				
球技場関係者室					球技場関係者室				
多目的屋内施設会議室					多目的屋内施設会議室				
多目的屋内施設シャワー室					多目的屋内施設シャワー室				
多目的屋内施設ロッカー室					多目的屋内施設ロッカー室				
多目的屋内施設多目的室					多目的屋内施設多目的室				
球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで			球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで		
駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし		駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし	

改正後					改正前						
<p>(使用料)</p> <p>第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p>					<p>(使用料)</p> <p>第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p>						
種別	専用使用料		個人使用料		種別	専用使用料		個人使用料			
	単位	金額	単位	金額		単位	金額	単位	金額		
陸上競技場	1箇所	1回	26,000円	1人	18歳以上の者	1箇所	1回	26,000円	1人	18歳以上の者	200円
		(4時間以内)									
陸上競技場 照明施設	1回(1時間以内)	全点灯	102,000円			1回(1時間以内)	全点灯	102,000円			
		4分の3点灯	76,500円				4分の3点灯	76,500円			
		2分の1点灯	51,000円				2分の1点灯	51,000円			
		4分の1点灯	25,500円				4分の1点灯	25,500円			
陸上競技場 第1特別室	1箇所	1回	18,000円			1箇所	1回	18,000円			
		(4時間以内)					(4時間以内)				
陸上競技場 第2特別室	同(同)		6,000円			同(同)		6,000円			
陸上競技場	同(同)		13,000円			同(同)		13,000円			

改正後					改正前				
第3特別室		円			第3特別室		円		
陸上競技場	1回(同)	24,000			陸上競技場	1回(同)	24,000		
第4特別室		円			第4特別室		円		
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円			陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		
会議室	／(同)				会議室	／(同)			
陸上競技場	1箇所	3,000円			陸上競技場	1箇所	3,000円		
シャワー室	1回				シャワー室	1回			
陸上競技場	同	3,000円			陸上競技場	同	3,000円		
ロッカー室					ロッカー室				
陸上競技場	／1箇所／1回	10,000			陸上競技場	／1箇所／1回	10,000		
関係者室	／(4時間以内)	円			関係者室	／(4時間以内)	円		
陸上競技場	同(同)	4,000円			陸上競技場	同(同)	4,000円		
練習室					練習室				
陸上競技場	同(同)	6,000円			陸上競技場	同(同)	6,000円		
多目的室					多目的室				
陸上競技場	1回(同)	3,000円			陸上競技場	1回(同)	3,000円		
放送室					放送室				
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円			陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		
テレビ・ラ	／(同)				テレビ・ラ	／(同)			
ジオ中継室					ジオ中継室				
陸上競技場	1箇所	50,000			陸上競技場	1箇所	50,000		
大型映像装	1日1回	円			大型映像装	1日1回	円		
置					置				
陸上競技場	1日1回	18,000			陸上競技場	1日1回	18,000		
写真判定室		円			写真判定室		円		
補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円	補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円
	内)		回(2時	13歳以上18歳未満の者		内)		回(2時	13歳以上18歳未満の者
			間以内)					間以内)	

改正後					改正前				
				(高校生を含む。) 100円					(高校生を含む。) 100円
運動広場	同 (2時間以内)	2,000円			運動広場	同 (2時間以内)	2,000円		
野球場 (富士見公園に設けるものを除く。)	1箇所 / 1回 / (2時間以内)	2,500円			野球場 (富士見公園に設けるものを除く。)	1箇所 / 1回 / (2時間以内)	2,500円		
野球場照明施設	同 (1時間以内)	6,000円			野球場照明施設	同 (1時間以内)	6,000円		
野球場会議室	同 (4時間以内)	1,000円			野球場会議室	同 (4時間以内)	1,000円		
野球場シャワー室	1箇所 / 1回 /	3,000円			野球場シャワー室	1箇所 / 1回 /	3,000円		
野球場ロッカー室	同	1,000円			野球場ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回 (1時間以内)	650円			屋内野球練習場	1回 (1時間以内)	650円		
サッカー場	1箇所 / 1回 / (2時間以内)	2,500円			サッカー場	1箇所 / 1回 / (2時間以内)	2,500円		
サッカー場照明施設	1回 (1時間以内)	1,500円			サッカー場照明施設	1回 (1時間以内)	1,500円		
テニスコート	1面 / 1回 / (1時間以内)	750円			テニスコート	1面 / 1回 / (1時間以内)	750円		
テニスコート照明施設	同 (同)	800円			テニスコート照明施設	同 (同)	800円		
バレーボール場	同 (同)	750円			バレーボール場	同 (同)	750円		

改正後					改正前				
相撲場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	相撲場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
					弓道場	同（同）	5,000円	同（同）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 100円	水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円
野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円			野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じ					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じ				

改正後		改正前	
	<p>て得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>		<p>て得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>
2	前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。	2	前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。